

## 議 員 の 派 遣

地方自治法第100条第13項及び会議規則第129条の規定により、次のとおり議員を派遣する。

### 1 先進地視察調査（総務文教常任委員会）

#### (1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。

#### (2) 派遣場所

鳥取県伯耆町、岡山県高梁市、広島県広島市、  
福岡県古賀市、福岡県小郡市、福岡県筑紫野市

#### (3) 派遣期間

平成27年10月13日～16日（4日間）

#### (4) 派遣議員

総務文教常任委員 6名

### 2 先進地視察調査（民生常任委員会）

#### (1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。

#### (2) 派遣場所

東京都立川市、福島県郡山市、福島県いわき市、  
東京都稲城市、神奈川県横浜市

#### (3) 派遣期間

平成27年10月19日～22日（4日間）

#### (4) 派遣議員

民生常任委員 7名

### 3 先進地視察調査（産業建設常任委員会）

#### (1) 目的

議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。

#### (2) 派遣場所

宮城県利府町、宮城県東松島市、福島県南相馬市、  
福島県いわき市、埼玉県上尾市

- (3) 派遣期間  
平成27年10月27日～30日（4日間）
- (4) 派遣議員  
産業建設常任委員 6名

#### 4 十勝町村議会議員研修会（十勝町村議会議長会主催）

- (1) 目的  
議会活動に必要な知識の習得及び情報収集を行い、議会機能向上に資するため。
- (2) 派遣場所  
士幌町総合研修センター
- (3) 派遣期間  
平成27年10月23日（1日間）
- (4) 派遣議員 全議員 20人

#### 5 その他

上記1から4の議員の派遣内容に変更が生じたときは、その扱いについて議長に一任するものとする。